



## 松本都市計画緑地の変更案を縦覧に供します

松本都市計画緑地の変更案について、都市計画法の規定に基づき以下のとおり縦覧に供しますので、ご意見のある方は意見書の提出をお願いします。

### 1 縦覧期間

令和6年12月3日(火)～12月16日(月)  
※土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

### 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課  
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 (TEL:026-235-7296)  
長野県松本建設事務所計画調査課  
松本市島立1020 松本合同庁舎4階 (TEL:0263-40-1964)  
松本市役所建設部都市計画課  
松本市丸の内3-7 松本市役所5階 (TEL:0263-34-3251)

### 3 ご意見をお聴きする都市計画案の内容

松本都市計画緑地の変更【長野県決定】  
9号松本平広域公園緑地(一部区域の変更)

### 4 意見書の提出

#### ◆意見書の提出期間

令和6年12月3日(火)～12月16日(月)

#### ◆意見書の提出、問合せ先

上記2の縦覧場所と同じ

#### ◆意見書提出に係る留意事項

- 意見書を提出される方は、縦覧場所又は県ホームページにある意見書(様式)に住所、氏名等の必要事項及び意見の概要を記入し、押印の上、意見書の提出期間内に持参又は郵送により提出してください。(持参の場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限りです。)
- ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- 提出された意見書の要旨は、縦覧後に行われる「長野県都市計画審議会」に資料として提出します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。

※詳細については、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html>



確かな暮らしを守り、  
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0  
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

(問合せ先)

担当 都市・まちづくり課  
都市公園係 馬場、高森、大沼  
電話 026-235-7296  
内線 3354、3369  
電子メール toshi-machi@pref.nagano.lg.jp